

宮城県主要農作物原種配布要領

(目的)

第1 この要領は、主要農作物種子条例第14条第1項の規定により宮城県で生産された主要農作物の原種を配布することにより、主要農作物の優良な品種の普及を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(配布)

第2 主要農作物の原種の配布を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定採種団体
- (2) 知事が必要と認める農業団体等

(配布価格)

第3 配布する原種の価格は、毎年、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める日までに知事が定める。

- (1) 稲及び大豆 1月31日
- (2) 麦類 8月31日

(配布数量)

第4 配布する原種の数量は、栽培面積10アールにつき、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- (1) 稲 4キログラム
- (2) 麦類 10キログラム
- (3) 大豆(次号に掲げるものを除く。) 5キログラム
- (4) 大豆(極小粒種) 2.5キログラム

(配布の申請)

第5 原種の配布を受けようとする者(第6において「申請者」という。)は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める日までに、原種配布申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 稲 2月28日
- (2) 麦類 9月30日
- (3) 大豆 4月30日

2 知事は、前項の申請書に、必要と認める書類を添付させることができる。

(配布の決定)

第6 知事は、原種配布申請書を受理したときは、その内容を審査し、配布の可否を決定し、原種配布通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定に当たっては、条件を付すことができる。

(代金の納付)

第7 原種配布通知書を受けた者は、配布を受ける前に、知事の発行する納入通知書により代金を納入しなければならない。

(配布の取消し)

第8 知事は、原種配布通知書を受けた者が、知事の定める日までに代金を納入しないとき、又は正当な理由なく原種の引渡しを受けないときは、配布の決定を取り消すことができる。

2 知事は、原種の配布を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、原種の配布の決定を取り消し、及び既に配布した原種を返還させ、又はその相当額を弁償させることができる。

(1) 原種を採種の用に供せず、又は採種以外の目的に供したとき。

(2) この要領又は配布の決定の条件に違反したとき。

(報告等)

第9 知事は、必要があると認めるときは、原種の配布を受けた者に対し、種子の安定生産について必要な指導を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか、主要農作物の原種の配布に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。